

【 vi 母子保健課關係】



(案)

厚生労働省発雇児※※第※号

平成 2 6 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 政令市市長 殿  
特別区区長

厚生労働事務次官

#### 未熟児養育医療費等国庫負担金について

未熟児養育医療費国庫負担金、結核児童療育費及び結核児童日用品費等国庫負担金（以下「未熟児養育医療費等国庫負担金」という。）の交付については、平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号本職通知の別紙「母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱」により行われているところであるが、今般、未熟児養育医療費等国庫負担金の交付について別紙のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（政令市市長及び特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

## 未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱

## (通則)

- 1 未熟児養育医療費国庫負担金、結核児童療育費及び結核児童日用品費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）、母子保健法施行令（昭和 40 年政令第 385 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

- 2 この負担金は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行うとともに、結核児童に対して療育の給付を行い、もって児童の福祉を図ることを交付の目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。

## (1) 養育医療給付事業

母子保健法第 20 条の規定により、市（区）町村（市町村及び特別区をいう。以下同じ。）が行う養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの。

## (2) 結核児童療育給付事業

児童福祉法第 20 条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。

## (3) 結核児童日用品費等給付事業

児童福祉法第 20 条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第 20 条の規定により、市（区）町村が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。

## (交付額の算定方法)

- 4 この負担金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。

## (1) 3の(1)の事業

ア 別表 3 の第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から 6 に定める徴収基準額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

## (2) 3の(2)の事業

ア 別表 3 の第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から 7 に定める徴収基準額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3 の(3)の事業

ア 別表 3 の第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

- 5 母子保健法第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、同法第 21 条の 4 第 1 項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表 1 の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市（区）町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

- 6 児童福祉法第 20 条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第 56 条第 2 項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表 2 の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を超えないものであること。

(交付の条件)

- 7 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 別表 3 の区分間の経費の配分変更は、してはならないものとする。
  - (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (4) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 8 (1) 都道府県知事は、この負担金の交付を受けるため、別紙様式第 2-1 による申請書を毎年度 7 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 市町村長（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める保健所を設置する市（以下「政令市」という。以下同じ。）及び特別区を除く。以下同じ。）は、この負担金（養育医療費

及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。)の交付を受けるため、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第2-1と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 政令市及び特別区の長は、この負担金の交付を受けるため、別紙様式第2-2により申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

9 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

#### (交付決定の通知)

10 都道府県知事は、市町村分に係る未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

#### (交付決定を行うまでの標準的期間)

11 厚生労働大臣は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

#### (概算払)

12 厚生労働大臣は、この負担金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

#### (実績報告)

13 (1) 都道府県知事は、この負担金の事業実績報告について、翌年度6月末日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3-1による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長は、この負担金(未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。)の事業実績報告について、都道府県知事が定める日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)まで別紙様式第3-3を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第3-1と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 政令市及び特別区の長は、この負担金の事業実績報告について、翌年度6月末日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月

を経過した日)までに別紙様式第3-2による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(国庫負担金の額の確定の通知)

- 14 都道府県知事は、市町村分に係る未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 16 特別の事情により、4、8、9及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1 徴収基準額表（養育医療給付事業）

階層 区分	世帯の階層の区分		徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯） C1	5,400	540
		所得割の額のある世帯 C2	7,900	790
D階層	A階層をのぞき前年分の所得税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	円 所得税の年額 15,000円以下 15,001～40,000 40,001～70,000 70,001～183,000 183,001～403,000 403,001～703,000 703,001～1,078,000 1,078,001～1,632,000 1,632,001～2,303,000 2,303,001～3,117,000 3,117,001～4,173,000 4,173,001～5,334,000 5,334,001～6,674,000 6,674,001以上	D1 10,800 D2 16,200 D3 22,400 D4 34,800 D5 49,400 D6 65,000 D7 82,400 D8 102,000 D9 123,400 D10 147,000 D11 172,500 D12 199,900 D13 229,400 D14 全額	1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990 22,940 左の徴収基準額の10% ただしその額が26,300 円に満たない場合は 26,300円
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項</p>			

	<p>及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>4 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>5 徴収月額の決定の特例 (1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。 (2) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D14階層を除く。） <math display="block">\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}</math> (3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 (4) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>6 世帯階層区分の認定 (1) 認定の原則 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。 (2) 認定の基礎となる用語の定義 ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。 イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。 ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。</p> <p>7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市（区）町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。</p> <p>8 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p> <p>9 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。</p>
--	--

別表2 徴収基準額表（結核児童療育給付事業）

階層 区分	世帯の階層の区分		徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	C1 4,500	450
		所得割の額のある世帯	C2 5,800	580
D階層	A階層をのぞき前年分の所得税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	円 所得税の年額 2,400円以下 2,401～ 4,800 4,801～ 8,400 8,401～ 12,000 12,001～ 16,200 16,201～ 21,000 21,001～ 46,200 46,201～ 60,000 60,001～ 78,000 78,001～ 100,500 100,501～ 190,000 190,001～ 299,500 299,501～ 831,900 831,901～1,467,000 1,467,001～1,632,000 1,632,001～2,302,900 2,302,901～3,117,000 3,117,001～4,173,000 4,173,001以上	D1 6,900 D2 7,600 D3 8,500 D4 9,400 D5 11,000 D6 12,500 D7 16,200 D8 18,700 D9 23,100 D10 27,500 D11 35,700 D12 44,000 D13 52,300 D14 80,700 D15 85,000 D16 102,900 D17 122,500 D18 143,800 D19 全 額	690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左の徴収基準額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円
備考	<p>1 徴収月額の決定の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>イ 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、さらに日割計算によって決定する。</p> $\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院（通院）期間}}{\text{その月の実日数}}$ <p>ウ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p>			

エ 児童に民法第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の設定は行わないものとする。  
ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を設定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病氣治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第 877 条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定及び平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

### (3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、都道府県、指定都市又は中核市が徴収する額は、都道府県、指定都市又は中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額をこえないものであること。

### 4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 平成 25 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費用国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知）第 4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考 3（3）に準じて、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると都道府県知事等が認めた世帯についても、A 階層と同様の取扱いとすること。

別表 3

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担率
未熟児 養育医療費等 負担金	養育医療費（移送を除く。）	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療（移送を除く。）に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	療育の給付費（学習品・日用品の給付を除く。）	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 （1）第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額の実支出額 （2）第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付（学習品・日用品の給付を除く。）に必要な需用費（消耗品費）、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1

結核児童日用品費等 国庫負担金	結核児童日用品費等の 給付	<p>次により算出された額の合算額</p> <p>1 児童福祉法第20条第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用については、次により算出された額</p> <p>(1) 学習品費</p> <p>ア 小学校就学児童1人につき 2,190円 × 給付月数</p> <p>イ 中学校就学児童1人につき 2,810円 × 給付月数</p> <p>(2) 日用品費 児童1人につき 18,570円 × 給付月数</p> <p>2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、市(区)町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額</p>	結核児童日用品費等の給付に必要な 需用費(消耗品費)、委託料、負担金、 補助及び交付金、扶助費	2分の1
--------------------	------------------	--	---	------

平成 年度 未熟児養育医療費等国庫負担金調書

補助事業者名

歳 予 算 科 目	国	地 方 公 共 団 体				備 考		
		入		出				
		歳 目	歳 目	歳 目	歳 目			
母子保健衛生対策費		交付決定額	補助率	収入済額	支出済額	うち国庫負担金相当額	うち国庫負担金相当額	
16 小児慢性特定疾病等医療負担金		円		円	円	円	円	円
16 結核児童日用品費等負担金				円		円		

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあつては款、項、目、節を、歳入にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。  
 なお、歳出にあつては経費の配分の目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。  
 2 「予算現額」は歳入にあつては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。  
 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

なお、未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費については、管内市町村分について、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

- |   |  |       |          |
|---|--|-------|----------|
| 1 | 申請額                                    | 金     | 円        |
|   | 未熟児養育医療費等国庫負担金                         | 都道府県分 | 金 円      |
|   |  | 市町村分  | 金 円      |
|   | 結核児童日用品費等国庫負担金                         | 都道府県分 | 金 円      |
|   |  | 市町村分  | 金 円      |
| 2 | 国庫負担金所要額総括表                            |       | [様式 1-1] |
| 3 | 国庫負担金所要額調                              |       | [様式 2-1] |
|   | (注1 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)     |       |          |
| 4 | 国庫負担金所要額市町村別内訳書                        |       | [様式 3]   |
|   | (注2 市町村分をとりまとめた養育医療費及び未熟児移送費のみ添付すること。) |       |          |
| 5 | 添付書類                                   |       |          |
|   | (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本                   |       |          |
|   | (2) その他参考資料                            |       |          |

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市市長  
特別区区长



平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額  
金 円  
未熟児養育医療費等国庫負担金 金 円  
結核児童日用品費等国庫負担金 金 円
  
- 2 国庫負担金所要額総括表 [様式 1-1]
  
- 3 国庫負担金所要額調 [様式 2-1]  
(注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)
  
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本  
(2) その他参考資料

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 

平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円  
未熟児養育医療費等国庫負担金 金 円  
結核児童日用品費等国庫負担金 金 円
  
- 2 国庫負担金所要額総括表 [様式 1-2]
  
- 3 国庫負担金所要額調 [様式 2-2]  
(注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)
  
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本  
(2) その他参考資料

平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付決定通知書

市町村名

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 

- 1 この負担金の交付の対象となる事業は、市町村が行う母子保健法第20条の規定による事業である。
- 2 この負担金の交付決定額は、次のとおりである。

交付決定額	未熟児養育医療費等国庫負担金	金	円
	結核児童日用品費等国庫負担金	金	円
- 3 この負担金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。

「未熟児養育医療費等国庫負担金について」（平成※年※月※日厚生労働省発雇児第※※※号）の別紙「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」の4により行われるものである。
- 4 この負担金は、交付要綱の7に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の13に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、平成※年※月※日とする。

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の事業実績報告について

標記の国庫負担金に係る事業実績を次のとおり報告する。

なお、未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担機の未熟児移送費については、管内市町村分について、事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

- |   |                      |   |   |  |
|---|----------------------|---|---|--|
| 1 | 精算額                  | 金 | 円 |  |
|   | 未熟児養育医療費等国庫負担金 都道府県分 | 金 | 円 |  |
|   | 市町村分                 | 金 | 円 |  |
|   | 結核児童日用品費等国庫負担金 都道府県分 | 金 | 円 |  |
|   | 市町村分                 | 金 | 円 |  |
- 
- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 2 | 国庫負担金精算額総括表 | [様式 4-1] |
|---|-------------|----------|
- 
- |   |           |          |
|---|-----------|----------|
| 3 | 国庫負担金精算額調 | [様式 5-1] |
|---|-----------|----------|
- (注1 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
- 
- |   |                |        |
|---|----------------|--------|
| 4 | 国庫負担精算額市町村別内訳書 | [様式 6] |
|---|----------------|--------|
- (注2 市町村分をとりまとめた養育医療費及び未熟児移送費のみ該当。)
- 
- |   |      |  |
|---|------|--|
| 5 | 添付書類 |  |
|---|------|--|
- (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
  - (2) その他参考資料

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市市長  
特別区区長



平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の事業実績報告について

標記の国庫負担金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- |   |                |   |   |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 精算額            | 金 | 円 |
|   | 未熟児養育医療費等国庫負担金 | 金 | 円 |
|   | 結核児童日用品費等国庫負担金 | 金 | 円 |
- 2 国庫負担金精算額総括表 [様式 4-1]
- 3 国庫負担金精算額調 [様式 5-1]  
(注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付  
すること。)
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本  
(2) その他参考資料

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の事業実績報告について

標記の国庫負担金に係る事業実績を次のとおり報告する。

1	精算額	金	円
	未熟児養育医療費等国庫負担金	金	円
	結核児童日用品費等国庫負担金	金	円

2 国庫負担金精算額総括表 [様式 4-2]

3 国庫負担金精算額調 [様式 5-2]  
(注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)

4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本  
(2) その他参考資料

平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金交付額確定通知書

市町村名

平成 年 月 日第 号で交付決定の通知をした平成 年度未熟児養育医療費等国庫負担金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額が次のとおり確定され、確定の結果不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。

なお、超過交付となった未熟児養育医療費等国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することになったので、あわせて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事



記

未熟児養育医療費等国庫負担金	交付確定額	金	円
	追加交付額	金	円
	返還額	金	円
結核児童日用品費等国庫負担金	交付確定額	金	円
	追加交付額	金	円
	返還額	金	円

様式 1 - 1 国庫負担金所要額総括表

区分	種目	都道府県(政令市、特別区)名		備考
		国庫負担基本額	要国庫負担額	
未熟児養育医療費等国庫負担金	旧養育医療費	円	円	
	養育医療費			
	小計			
	療育の給付費			
結核児童日用品費等負担金	小計			
	旧結核児童日用品費等(未熟児移送費)			
	結核児童日用品費等			
	小計			
	合計			

(注)・国庫負担基本額欄には、様式 2-1 の各表の国庫負担基本額を記載すること。  
 ・旧養育医療費欄及び旧結核児童日用品費等(未熟児移送費)には、平成 25 年 3 月末日までに医療の給付が行われ給付決定したものを記載すること。

様式2-1 国庫負担金所要額調

種目	対象経費の 支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	選定額③と ④のいずれ か少ない方 の額⑤	都道府県(政令市・特別区)名		備考
						交付要綱5及 び6に定める 徴収基準額 ⑥	国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦	
旧養育医療費								
養育医療費								
療育の給付費								
旧結核児童日用品費等 (未熟児移送費)	0		0		0	0	0	0
結核児童日用品費等								

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

・旧養育医療費欄及び旧結核児童日用品費等(未熟児移送費)には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われ給付決定したものを記載すること。

別表1 養育医療費所要額明細表

区分	都道府県(政令市・特別区)名			備考
	対象経費の 支出予定額 ①	費用総額 ②	差引額 (②-③) ④	
医療費				
看護料				
計				

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表2 療育の給付費所要額明細表

区分	都道府県(指定都市・中核市)名			備考
	対象経費の 支出予定額 ①	費用総額 ②	差引額 (②-③) ④	
医療費				
移送費				
計				

別表3 結核児童日用品費等所要額明細表

区分	都道府県(政令市・特別区)名			備考
	対象経費の 支出予定額 ①	費用総額 ②	差引額 (②-③) ④	
学習用品費				
日用品費				
旧未熟児移送費				
未熟児移送費				
計				

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

・旧未熟児移送費欄には、平成25年3月末日までに医療が実施されたものを記載すること。

様式 3 国庫負担金所要額市町村別内訳書

市町村	区分	都道府県名								備考
		対象経費の 支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	選定額(③と ④のいずれれ か少ない方 の額) ⑤	交付要綱6及 び7に定める 徴収基準額 ⑥	国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦	要国庫負担額 (⑦×1/2) ⑧	
〇〇市	養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費 計									
●●町	養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費 計									
合計 〔 市町村 〕	養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費 計									

(注) ・この表は、市町村長から提出された様式2-2による所要額に基づいて作成すること。

・合計欄には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

様式 1 - 2 国庫負担金所要額総括表

区分	種目	市町村名		
		国庫負担基本額	要国庫負担額	備考
未熟児養育医療費等国庫負担金	養育医療費	円	円	
結核児童日用品費等負担金	未熟児移送費			
合計				

(注) 国庫負担基本額欄には、様式 2 - 2 の国庫負担基本額を記載すること。

様式 2 - 2 国庫負担金所要額調

種目	対象経費の支出予定額	寄付金 その他の 収入額	差引額 (①-②)	基準額	選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額)	交付要綱5及 び6に定める 徴収基準額	国庫負担基本 額(⑤-⑥)	要国庫負担額 (⑦×1/2)	市町村名	備考
養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円		
未熟児移送費				0						

別表 1 養育医療費所要額明細表

区分	対象経費の 支出予定額	基準額		備考
		費用総額 ②	差引額 (②-③) ④	
医療費	円	円	円	
看護料				
計				

別表 2 結核児童日用品費等所要額明細表

区分	対象経費の 支出予定額	基準額			市町村名	備考
		費用総額 ①	控除額 (医療保険各 法負担額)③	差引額 (②-③) ④		
未熟児移送費	円	円	円	円		

様式 4-1-1 国庫負担金精算額総括表

区分	都道府県(政令市・特別区)名				
	要国庫負担額	交付決定額	国庫負担金受入額	差引過(△)不足額(③-①)	備考
	①	②	③	④	
未熟児養育医療費等国庫負担金(旧養育医療費のみ)	円	円	円	円	
未熟児養育医療費等国庫負担金					
結核児童日用品費等負担金(旧未熟児移送費のみ)					
結核児童日用品費等負担金					
合計					

(注) 1 要国庫負担額欄には、様式 2-1-1 及び様式 3 の各表の要国庫負担額を記載すること。  
 2 未熟児養育医療費等国庫負担金(旧養育医療費のみ)及び結核児童日用品費等負担金(旧未熟児移送費のみ)には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われ給付決定したものを記載すること。

様式 5-1-1 国庫負担金精算額調

種目	都道府県(政令市・特別区)名							
	対象経費の 実支出額	寄付金 その他の 収入額	差引額 (①-②)	選定額(③と ④のいずれか 少ない方の 額)(⑤)	交付要額5及 び6に定める 徴収基準額 (⑥)	国庫負担基本 額(⑤-⑥) (7)	要国庫負担額 (7)×1/2 (8)	備考
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
旧養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円
養育医療費								
療育の給付費								
結核児童日用品費等								

(注) 旧養育医療費欄には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われ給付決定したものを記載すること。

別表 1 養育医療費精算額明細表

区分	都道府県(政令市・特別区)名			備考
	対象経費の 実支出額	基準額 控除額 (医療保険各 法負担額)③	差引額 (②-③) ④	
	①	②	④	
医療費	円	円	円	
看護料				
計				

(注) 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表2 養育医療費事業等実施状況

1 費用徴収状況

都道府県(政令市・特別区)名													
階層区分	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7		
給付実人員(人)													
給付延件数(件)													
給付延日数(日)													
加算基準額適用日数(日)													

階層区分	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	計①	給付実人員のうち前年度より引き続き給付を受けた人員②
給付実人員(人)									人
給付延件数(件)									
給付延日数(日)									
加算基準額適用日数(日)									

(注) 1 階層区分は交付要綱の5に定める「徴収基準額表」によるものであること。

2 給付人員は母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条により国庫負担の対象となった人員を各階層別に記載すること。なお、該当する階層が給付途中で変更となった場合であっても、当初認定の階層により記載すること。

3 加算基準額適用日数欄は、「徴収基準額表」の徴収基準加算月額額の利用を受けた者について、その適用を受けた期間に係る給付延日数を再掲すること。

4 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

2 未熟児養育医療の指定医療機関の現状

区分	指定養育医療機関数	養育医療のための収容定員総数	出生時の体重の状況					計
			1,000g以下	1,001g以上1,500g以下	1,501g以上1,800g以下	1,801g以上2,000g以下	2,001g以上2,300g以下	
病院			人	人	人	人	人	人
診療所								
薬局								
			新指給付決定実人員					(1)の①-②)

(注) 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

(注) 都道府県、指定都市、中核市について厚生労働大臣が指定するものを含め管内の数について記載すること。

別表3 療育の給付費精算額明細表

区分	療育経費の実支出額				都道府県(指定都市・中核市)名				備考
	員数	単価	総額	金額	基準額		差引額	(2)-(3)	
					控除額(医療保険各法負担額)③	金額②			
医療移送費等計	人	円	円	円	円	円	円	円	

別表4 結核児童日用品費等精算額明細表

区分	療育経費の実支出額				都道府県(政令市・特別区)名				備考
	員数	単価	総額	金額	基準額		差引額	(2)-(3)	
					控除額(医療保険各法負担額)③	金額②			
学習用品費	月	円	円	円	円	円	円	円	
日用品費									
旧未熟児移送費									
未熟児移送費									
計									

(注) 旧未熟児移送費欄には、平成25年3月末までに医療の給付が行われ給付決定したものを記載すること。

様式 6 国庫負担金精算額市町村別内訳書

市町村		区	対象経費の 支出予定額	寄付金 その他の 収入額	差引額 (①-②)	基準額	選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額)	交付要綱5及 び6に定める 徴収基準額	国庫負担基本 額(⑤-⑥)	要国庫負担額 (⑦×1/2)	備考
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
〇〇市	養育医療費		円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費 計										
●●町	養育医療費		円	円	円	円	円	円	円	円	
	未熟児移送費 計										
合計			円	円	円	円	円	円	円	円	
●●市町村											
計											

(注) ・この表は、市町村長から提出された様式第2-2による所要額に基づいて作成すること。  
 ・合計欄には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

様式 4-2 国庫負担金精算額総括表

区分	市町村名				備考
	要国庫負担額	交付決定額	国庫負担金受入額	差引過(△)不足額(③-①)	
養育医療費	① 円	② 円	③ 円	④ 円	
未熟児移送費					
合計					

(注) 1 要国庫負担額様式 2-2 の各表の要国庫負担額を記載すること。

様式 5-2 国庫負担金精算額調

種目	市町村名					備考
	対象経費の 実支出額	寄付金 その他の 収入額	差引額 (①-②)	基準額	選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) ⑤	
養育医療費	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑥ 円	⑧ 円
未熟児移送費						

別表 1 養育医療費精算額明細表

区分	市町村名			備考
	対象経費の 実支出額	基準 控除額	差引額	
医療費	① 円	② 円	③ 円	④ 円
看護料				
計				

別表2 養育医療費事業等実施状況

1 費用徴収状況

階層区分	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7
給付実人員(人)											
給付延件数(件)											
給付延日数(日)											
加算基準額適用日数(日)											

市町村名

階層区分	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	計①	給付実人員のうち前年度より引き続き給付を受けた人員②
給付実人員(人)									
給付延件数(件)									
給付延日数(日)									
加算基準額適用日数(日)									

人

- (注) 1 階層区分は交付要綱の6に定める「徴収基準額表」によるものであること。  
 2 給付人員は母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条により国庫負担の対象となった人員を各階層別に記載すること。  
 なお、該当する階層が給付途中で変更となった場合であっても、当初認定の階層により記載すること。  
 3 加算基準額適用日数欄は、「徴収基準額表」の徴収基準額加算月額の適用を受けた者について、その適用を受けた期間に係る給付延日数を再掲すること。

2 出生時の体重の状況

出生時の体重	1,000g以下	1,001g以上1,500g以下	1,501g以上1,800g以下	1,801g以上2,000g以下	2,001g以上2,300g以下	2,301g以上2,500g以下	2,501g以上	計
新規給付決定実人員	人	人	人	人	人	人	人	(1の①)-(②)人

別表3 結核児童日用品費等精算額明細表

区分	対象経費の実支出額①	基準額		差引額(②)-(③)	備考
		費用総額	金額		
未熟児移送費計	円	員数	② 円	③ 円	④ 円

都道府県(政令市・特別区)名

新	旧
<p>(通則)</p> <p>1 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>厚生省 労働省</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること及び小児慢性特定疾病に罹患している児童の健全育成を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(通則)</p> <p>1 母子保健衛生費国庫補助金及び結核児童日用品費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法(昭和40年法律第141号)、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>厚生省 労働省</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この負担金及び補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること及び結核児童に対して療育の給付を行い、もって結核児童の福祉を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業(負担金) 母子保健法第20条の規定により、市(区)町村(市町村及び特別区をいう。以下同じ。)が行う養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの。</p> <p>(2) 結核児童療育給付事業(負担金) 児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。</p> <p>(3) 結核児童日用品費等給付事業(負担金) 児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第20条の規定により、市(区)町村が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金)</p>

- (1) 都道府県が行う子どもの心の診療ネットワーク事業
- (2) 都道府県、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める保健所を設置する市（以下「政令市」という。以下同じ。）及び特別区が行う療育指導事業
- (3) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う生涯を通じた女性の健康支援事業  
(削除)
- (4) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援モデル事業
- (5) 市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業
- (6) 都道府県等が行う慢性疾病児童地域支援協議会運営事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
(削除)

(削除)

(削除)

- (1) 3のうち(5)を除く事業

平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う子どもの心の診療ネットワーク事業
- イ 都道府県、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める保健所を設置する市（以下「政令市」という。以下同じ。）及び特別区が行う療育指導事業
- ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業
- エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業
- オ 都道府県が行う健やかな妊娠等サポート事業

(交付額の算定方法)

- 4 この負担金及び補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。  
ただし、3の(4)について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
(1) 3の(1)の事業
- ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額から6に定める徴収基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- (2) 3の(2)の事業
- ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額から7に定める徴収基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) 3の(3)の事業
- ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- (4) 3の(4)の事業

ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  
 イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3のうち(5)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  
 イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が6万円に満たない場合は、交付の決定を行わない。ただし、3の(5)のみ実施する場合はこの限りではない。

(削除)

(削除)

ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  
 イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(オの事業についてはアにより選定された額)の合計額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が6万円に満たない場合は、交付の決定を行わない。

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、同法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表1の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市(区)町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表2の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を超えないものであること。

## (交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

## (削除)

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保し、又は廃棄に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る間接補助を受けた場合には、当該概算払いを受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。
- この場合において(1)か(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補

## (交付の条件)

8. この負担金及び補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表3の区分間の経費の配分変更は、してはならないものとする。
- (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保し、又は廃棄に供してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

助金」と読み替えるものとする。  
 (11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(申請手続)

7 (削除)

(削除)

(削除)

(削除)

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合  
 市町村長は、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前期の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめるうえ、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1)以外で都道府県がこの補助金の交付を受ける場合  
 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (3) 指定都市及び中核市がこの補助金の交付を受ける場合  
 指定都市及び中核市の長は、別紙様式第2-2により申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

(申請手続)

- 9 (1) 都道府県知事は、この負担金及び補助金の交付を受けるため、別紙様式第2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 市町村長（政令市を除く。以下同じ。）は、この負担金（母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。）の交付を受けるため、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、これをとりまとめるうえ、別紙様式第2-1と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) 政令市及び特別区の長は、この負担金及び補助金の交付を受けるため、別紙様式第2-2により申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。  
なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

9. 都道府県知事は、市町村分に係る母子保健衛生費国庫補助金の妊娠・出産包括支援モデル事業について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

10. 厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(概算払)

11. 厚生労働大臣は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

12. (削除)

(削除)

(削除)

(削除)

10. この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

11. 都道府県知事は、市町村分に係る母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

12. 厚生労働大臣は、9又は10による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(概算払)

13. 厚生労働大臣は、この負担金及び補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

14. (1) 都道府県知事は、この負担金及び補助金の事業実績報告について、翌年度6月末日（8の(3)）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに別紙様式第3-1による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長は、この負担金（母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。）の事業実績報告について、都道府県知事が定める日（8の(3)）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）まで別紙様式第3-3を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第3-1と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 政令市及び特別区の長は、この負担金及び補助金の事業実績報告について、翌年度6月末日（8の(3)）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに

別紙様式第3-2による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合  
市町村長は、別紙様式第3-3による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前期の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (2) (1)以外で都道府県が補助金の交付を受けた場合  
都道府県知事は、別紙様式3-1による報告書を翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (3) 指定都市及び中核市が補助金の交付を受けた場合  
指定都市及び中核市の長は、別紙様式3-2による報告書を翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

- 13 都道府県知事は、市町村分に係る母子保健衛生費国庫補助金の妊娠・出産包括支援モデル事業について厚生労働大臣の交付額の確定があつたときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により、4、7、8及び12に定める算定方法、手続きによることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(国庫負担金の額の確定の通知)

- 15 都道府県知事は、市町村分に係る母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費について厚生労働大臣の交付額の確定があつたときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金及び補助金の返還)

- 16 厚生労働大臣は、交付すべき負担金及び補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 17 特別の事情により、4、9、10及び14に定める算定方法、手続きによることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

(削除)

(削除)

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率は又補助率は
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
母子保健衛生費国庫補助金	子どもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県あたり <u>15,900,000円</u> ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>15,900,000円</u> ×事業月数/12とする。	子どもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、広役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	療育指導事業	(略)	(略)	(略)

旧

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)  
(略)

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)  
(略)

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率は又補助率は
母子保健衛生費負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健衛生費国庫補助金	子どもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県あたり <u>15,800,000円</u> ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>15,800,000円</u> ×事業月数/12とする。	子どもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、広役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	療育指導事業	(略)	(略)	(略)

新		旧	
生涯を通じた女性の健康支援事業	生涯を通じた女性の健康支援事業	生涯を通じた女性の健康支援事業	生涯を通じた女性の健康支援事業
次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額
1 健康教育事業 45,800円×実施月数	1 健康教育事業 45,800円×実施月数	1 健康教育事業 45,800円×実施月数	1 健康教育事業 45,800円×実施月数
2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修、対象者に対する学習会の開催、サダイヤルの設置を含む。) 175,300円×実施月数	2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修、対象者に対する学習会の開催、サダイヤルの設置を含む。) 175,300円×実施月数	2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。)	2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。)
3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修、対象者に対する学習会及び講演会の開催を含む。) 474,500円×実施月数	3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修、対象者に対する学習会及び講演会の開催を含む。) 474,500円×実施月数	3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。)	3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。)
4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,477,000円	4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,477,000円	4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,477,000円	4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,477,000円
(削除)	(削除)	不妊に悩む方への特定治療支援事業	(略)
(削除)	(削除)	健やかな妊娠等サポート事業	(略)
2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

新		旧	
妊娠・出産 包括支援モ デル事業	1 市町村あたり40,516,000円	妊娠・出産包括支援モ デル事業に必要な報酬、給 料、賃金、報償費、職員 手当等、共済費、旅費、 需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、広告料 )、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費	(新規)
小児慢性特 定疾病児童 日常生活用 具給付事業	次により算出した額の合算額から用具 の給付を受けた者又はその扶養義務者 (世帯の生計中心者)の負担すべき額の 合算額を控除した額  (1) 便器 4,450円×購入数 (2) 特殊マット 19,600円×購入数 (3) 特殊便器 151,200円×購入数 (4) 特殊寝台 154,000円×購入数 (5) 歩行支援用具 (手すり、スロープ、歩行器等) 60,000円×購入数 (6) 入浴補助用具 90,000円×購入数 (7) 特殊尿器 67,000円×購入数 (8) 体位変換器 15,000円×購入数 (9) 車いす(電動以外の場合) 70,400円×購入数 (10) 頭部保護帽 12,160円×購入数 (11) 電気式たん吸引器	日常生活用具給付等事 業に必要な需用費(消耗 品費)、備品購入費、扶 助費、使用料及び賃借料	(新規)
	2分の1	2分の1 福祉 事務 所を 設置 して いな い町 村が 行う 事業 に対 して 都道 府県 が補 助す る事 業 3分の2	





別紙様式第2-1

厚生労働大臣 殿

号 日  
番 年 月

都道府県知事 [印]

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。  
なお、妊娠・出産包括支援モデル事業については、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

- 1 国庫補助金申請額
 

金	円
都道府県分	金 _____ 円
市町村分	金 _____ 円
- 2 国庫補助金所要額調査 [様式 1]
- 3 国庫補助金所要額市町村別内訳書 [様式 2-1]  
(注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援モデル事業のみ添付すること。)
- 4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 交付基準額内訳書 [様式 3]
- 5 添付書類
  - (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
  - (2) その他参考資料

別紙様式第2-1

厚生労働大臣 殿

号 日  
番 年 月

都道府県知事 [印]

平成 年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。  
なお、母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費については、管内市町村分について、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。

- 1 申請額
 

金	円
母子保健衛生費国庫負担金	金 _____ 円
都道府県分	金 _____ 円
市町村分	金 _____ 円
結核児童日用品費等国庫負担金	金 _____ 円
都道府県分	金 _____ 円
市町村分	金 _____ 円
母子保健衛生費国庫補助金	金 _____ 円
- 2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 [様式 1-1]
- 3 国庫負担金所要額調査 [様式 2-1]  
(注 1 所要額調査には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)
- 4 国庫負担金所要額市町村別内訳書 [様式 3]  
(注 2 市町村分をとりまとめた養育医療費及び未熟児移送費のみ添付すること。)
- 5 国庫補助金所要額調査 [様式 4]
- 6 添付書類
  - (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
  - (2) その他参考資料

別紙様式第2-2

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市長  
特別区区长



平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 国庫補助金所要額調査 [様式1]
- 3 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 交付基準額内訳書 [様式3]
- 4 添付書類
  - (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
  - (2) その他参考資料

別紙様式第2-2

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市長  
特別区区长



平成 年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
  - 母子保健衛生費国庫負担金 金 円
  - 結核児童日用品費等国庫負担金 金 円
  - 母子保健衛生費国庫補助金 金 円
- 2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 [様式1-1]
- 3 国庫負担金所要額調 [様式2-1]  
(注) 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。) \_\_\_\_\_
- 4 国庫補助金所要額調 [様式4]
- 5 添付書類
  - (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
  - (2) その他参考資料

別紙様式第 2 - 3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円  
[様式 2-1]
- 2 国庫補助金所要額調査 [様式 2-1]
- 3 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 交付基準額内訳書 [様式 3]
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本  
(2) その他参考資料

別紙様式第 2 - 3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 

平成 年度母子保健衛生費国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円  
母子保健衛生費国庫負担金 金 円  
結核児童日用品費等国庫負担金 金 円  
[様式 1-2]
- 2 国庫負担金所要額総括表 [様式 1-2]
- 3 国庫負担金所要額調 [様式 2-2]  
(注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本  
(2) その他参考資料

<p>別紙様式第2-4</p> <p>平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付決定通知書</p> <p>市町村名</p> <p>平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 <input type="checkbox"/></p>	<p>別紙様式第2-4</p> <p>平成 年度母子保健衛生費等国庫負担金の交付決定通知書</p> <p>市町村名</p> <p>平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度母子保健衛生費等国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 <input type="checkbox"/></p>
<p>1 この補助金の交付の対象となる事業は、市町村が行う妊娠・出産包括支援モデル事業である。</p> <p>2 この補助金の交付決定額は、次のとおりである。</p> <p>交付決定額 金 円</p> <p>3 この補助金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。「母子保健衛生費等国庫負担（補助）について」（平成20年6月4日厚生労働省発雇第0604003号）の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」の4により行われるものである。</p> <p>4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、平成 年 月 日とする。</p>	<p>1 この負担金の交付の対象となる事業は、市町村が行う母子保健法第20条の規定による事業である。</p> <p>2 この負担金の交付決定額は、次のとおりである。</p> <p>交付決定額 金 円</p> <p>母子保健衛生費国庫負担金 金 円</p> <p>結核児童用品費等国庫負担金 金 円</p> <p>3 この負担金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。「母子保健衛生費等国庫負担（補助）について」（平成20年6月4日厚生労働省発雇第0604003号）の別紙「母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」の4により行われるものである。</p> <p>4 この負担金は、交付要綱の8に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の14に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>6 この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、平成 年 月 日とする。</p>

別紙様式第3-1

号  
番  
年  
月  
日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事



平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

なお、母子保健衛生費補助金の妊娠・出産包括支援モデル事業については、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめ提出する。

- 1 国庫補助金精算額
 

国庫補助金精算額	金	円
都道府県分	金	円
市町村分	金	円
- 2 国庫補助金精算額調書 [様式 1 ]
- 3 国庫補助金精算額市町村内訳書 [様式 2-1]  
(注 市町村分をとりまとめた妊娠・出産包括支援モデル事業のみ該当。)
- 4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 交付基準額内訳書 [様式 3]

5 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書 (見込書) 抄本
- (2) その他参考資料

別紙様式第3-1

号  
番  
年  
月  
日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事



平成 年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金の事業実績報告について

標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

なお、母子保健衛生費負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担機の未熟児移送費については、管内市町村分について、事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめ提出する。

- 1 精算額
 

母子保健衛生費国庫負担金	金	円
都道府県分	金	円
市町村分	金	円
結核児童日用品費等国庫負担金	金	円
市町村分	金	円
母子保健衛生費国庫補助金	金	円
- 2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1-1]
- 3 国庫負担金精算額調書 [様式 2-1]  
(注 1 精算額調書には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
- 4 国庫負担精算額市町村内訳書 [様式 3]  
(注 2 市町村分をとりまとめた養育医療費及び未熟児移送費のみ該当。)

5 国庫補助金精算額調書 [様式 4]

6 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書 (見込書) 抄本
- (2) その他参考資料

別紙様式第3-2

号  
番  
年  
月  
日

厚生労働大臣 殿

政令市長  
特別区区长



平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- 1 国庫補助金精算額 金 円 [様式1]
- 2 国庫補助金精算額調査 [様式1]
- 3 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 交付基準額内訳書 [様式3]
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書 (見込書) 抄本  
(2) その他参考資料

別紙様式第3-2

号  
番  
年  
月  
日

厚生労働大臣 殿

政令市長  
特別区区长



平成 年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金の事業実績報告について

標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- 1 精算額 金 円  
 母子保健衛生費国庫負担金 円  
 結核児童日用品費等国庫負担金 円  
 母子保健衛生費国庫補助金 円
- 2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式1-1]
- 3 国庫負担金精算額調査 [様式2-1]  
 (注 精算額調査には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
- 4 国庫補助金精算額調査 [様式4]
- 5 添付書類  
 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書 (見込書) 抄本  
 (2) その他参考資料

別紙様式第3-3

号  
日  
番  
年  
月

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- 1 国庫補助金精算額 金 円  
〔様式2-1〕
- 2 国庫補助金精算額調書
- 3 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本  
(2) その他参考資料

別紙様式第3-3

号  
日  
番  
年  
月

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 年度母子保健衛生費国庫負担金の事業実績報告について

標記の国庫負担金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- 1 精算額 金 円  
母子保健衛生費国庫負担金 円  
結核児童日用品費等国庫負担金 円
- 2 国庫負担金精算額総括表 〔様式1-2〕
- 3 国庫負担金精算額調書 〔様式2-2〕  
(注 精算額調書には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
- 4 添付書類  
(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本  
(2) その他参考資料

別紙様式第3-4

番号

平成 年度母子保健衛生費国庫補助金交付額確定通知書

市町村名

平成 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした平成 年度母子保健衛生費国庫補助金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額が次のとおり確定されたので通知する。

なお、超過交付となった母子保健衛生費国庫補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することになったので、あわせて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事



記

母子保健衛生費国庫補助金	交付確定額	金	円
	返還額	金	円

別紙様式第3-4

番号

平成 年度母子保健衛生費国庫負担金交付額確定通知書

市町村名

平成 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした平成 年度母子保健衛生費国庫負担金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額が次のとおり確定され、確定の結果不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。

なお、超過交付となった母子保健衛生費国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することになったので、あわせて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事



記

母子保健衛生費国庫負担金	交付確定額	金	円
	追加交付額	金	円
	返還額	金	円
結核児童日用品費等国庫負担金	交付確定額	金	円
	追加交付額	金	円
	返還額	金	円

<p>別紙様式第4</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日 厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱6(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額</p> <p>金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)</p> <p>金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)</p>	<p>別紙様式第4</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日 厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費国庫負担(補助)金交付要綱8(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額</p> <p>金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)</p> <p>金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)</p>
---	---

様式 1-1-1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

(削除)

様式 2-1-1 国庫負担金所要額調

(削除)

様式 3 国庫負担金所要額市町村別内訳書

(削除)

様式 4 国庫補助金所要額調

種 目	都道府県(政令市・特別区)名							
	対象経費の 支出予定額	寄付金その他 の収入額	差引額 (1)-(2)	国庫補助 基本額	国庫補助 基本額	国庫補助 基本額	国庫補助 基本額	国庫補助 基本額
	①	②	(1)-(2)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
子どもの心の診療ネットワーク事業	円	円	円	円	円	円	円	円
備前指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
妊娠・出産包括支援モデル事業								
市及び福祉事務所を設置して いる町区分								
小規模特定高齢施設 児童日常生活困難付 町区分								
小計								
健康高齢児童発達支援協議会運営事業								
合 計								

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業
- ・③と④とを比較して少ない方の額
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(2)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(3)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(5)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(6)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(7)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(8)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(9)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(10)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(11)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(12)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(13)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(14)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(15)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(16)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(17)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(18)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(19)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(20)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(21)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(22)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(23)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(24)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(25)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(26)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(27)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(28)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(29)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(30)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(31)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(32)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(33)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(34)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(35)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(36)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(37)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(38)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(39)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(40)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(41)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(42)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(43)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(44)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(45)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(46)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(47)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(48)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(49)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(50)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(51)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(52)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(53)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(54)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(55)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(56)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(57)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(58)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(59)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(60)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(61)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(62)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(63)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(64)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(65)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(66)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(67)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(68)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(69)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(70)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(71)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(72)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(73)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(74)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(75)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(76)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(77)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(78)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(79)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(80)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(81)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(82)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(83)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(84)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(85)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(86)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(87)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(88)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(89)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(90)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(91)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(92)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(93)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(94)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(95)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(96)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(97)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(98)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(99)に掲げる事業
- ・交付要綱4(交付額の算定方法)(100)に掲げる事業

様式 2-1-1 国庫補助金所要額市町村別内訳書

妊娠・出産包括支援モデル事業

区分	都道府県名							
	対象経費の 支出予定額	寄付金その他 の収入額	差引額 (1)-(2)	国庫補助 基本額	国庫補助 基本額	国庫補助 基本額	国庫補助 基本額	国庫補助 基本額
	①	②	(1)-(2)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
市町村 名	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

(注)この表は、市町村から提出された様式2-2による所要額に基づいて作成すること。

様式 1-2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

(略)

様式 2-2 国庫負担金所要額調

(略)

(新規)

(削除)

(削除)

様式 2-2 国庫補助金所要額調書

種 目	発着年度の		交付金その		差引額		国庫補助		国庫補助額	
	支出予定額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
経費 - 出産助産支援モデル事業		日	日	日	日	日	日	日	日	日

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付要額 4 (交付額の算定方法) (1) に掲げる事業  
 ③と④とを比較して少ない方の額



様式 1-2 国庫負担金及精算額総括表

(略)

様式 2-2 国庫負担金精算額調

(略)

(新編)

(削除)

(削除)

様式 2-2 国庫補助金精算額調書

種 目	対象経費の 支出元金額	交付金等の 集約の取入額	差引額 (①-②) ③	基準額	国庫補助 基本額	国庫補助 額 (⑤×補助 率)	交付決定額	国庫補助金 受入額		差引額(A) (受入額) (⑦-⑧) ⑨	備 考
								④	⑤		
経費 - 出産関係家庭医学士研修	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付額調 4 「交付額の算定方法」(1)に掲げる事業  
 ③より②を控除して少ない方の額

(新規)

様式3

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 交付基準額内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区	区分	件数	基準単価	金額	自費	基準額
		A	B	(A×B) C	D	(C-D) E
市及び福祉事務所を設置している町村分	便器	台	円	円	円	円
	便器 手すり	台	円	円	円	円
	特殊マット	枚	円	円	円	円
	特殊便器	台	円	円	円	円
	特殊寝台	台	円	円	円	円
	歩行支援用具		円	円	円	円
	入浴補助用具		円	円	円	円
	特殊尿器		円	円	円	円
	体位変換器		円	円	円	円
	車いす(電動以外の場合)		円	円	円	円
	頭部保護帽		円	円	円	円
	電気式たん吸引器		円	円	円	円
	クールベスト	着	円	円	円	円
	紫外線カットクリーム		円	円	円	円
ネブライザー(吸入器)		円	円	円	円	
パルスオキシメーター		円	円	円	円	
小計						
福祉事務所を設置していない町村分	便器	台	円	円	円	円
	便器 手すり	台	円	円	円	円
	特殊マット	枚	円	円	円	円
	特殊便器	台	円	円	円	円
	特殊寝台	台	円	円	円	円
	歩行支援用具		円	円	円	円
	入浴補助用具		円	円	円	円
	特殊尿器		円	円	円	円
	体位変換器		円	円	円	円
	車いす(電動以外の場合)		円	円	円	円
	頭部保護帽		円	円	円	円
	電気式たん吸引器		円	円	円	円
	クールベスト	着	円	円	円	円
	紫外線カットクリーム		円	円	円	円
ネブライザー(吸入器)		円	円	円	円	
パルスオキシメーター		円	円	円	円	
小計						
合計						

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (略)</p> <p>2 療育指導事業</p> <p>(1) 事業目的 療育についての指導・助言（以下「療育指導等」という。）は、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾患の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導等を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 実施機関 療育指導等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第2項の規定に基づき療育の指導を実施する保健所（以下「療育指導実施保健所」という。）において行われるものであるので、療育指導実施保健所において療育指導等に当たる小児科等の医師又は小児慢性特定疾患児等を養育していた親等（以下「小児慢性特定疾患児既養育者」という。）については、あらかじめ委嘱すべき医師又は小児慢性特定疾患児既養育者を選定し、相談日時等について承諾を得た上委嘱するものとする。</p> <p>なお、小児慢性特定疾患児既養育者が助言・相談等を行う場合は、医療機関等の適当な場所において実施することができる。</p> <p>また、療育指導実施保健所等の名称、所在地、療育指導等を行う日時を一般に周知するとともに、関係機関の協力を得るなど本事業が広く活用されるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 実施内容</p>	<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (略)</p> <p>2 療育指導事業</p> <p>(1) 事業目的 療育についての指導・助言（以下「療育指導等」という。）は、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾患の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導等を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 実施機関 療育指導等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第2項の規定に基づき療育の指導を実施する保健所（以下「療育指導実施保健所」という。）において行われるものであるので、療育指導実施保健所において療育指導等に当たる小児科等の医師又は小児慢性特定疾患児等を養育していた親等（以下「小児慢性特定疾患児既養育者」という。）については、あらかじめ委嘱すべき医師又は小児慢性特定疾患児既養育者を選定し、相談日時等について承諾を得た上委嘱するものとする。</p> <p>なお、小児慢性特定疾患児既養育者が助言・相談等を行う場合は、医療機関等の適当な場所において実施することができる。</p> <p>また、療育指導実施保健所等の名称、所在地、療育指導等を行う日時を一般に周知するとともに、関係機関の協力を得るなど本事業が広く活用されるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 実施内容</p>

<p>① 療育相談指導事業 療育指導実施保健所の医師等が医療機関からの療育指導連絡票（以下「連絡票」という。）に基づき、長期療養児に対して、家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談指導を行う。</p> <p>② 巡回相談指導事業 家庭において長期にわたり療養を必要とする児童のうち、次のいずれかに該当するものについては、嘱託の専門医師等により療育指導班を編成し、関係各機関と連絡調整の上出張又は巡回して相談指導を行い、必要に応じ訪問指導を実施する。</p> <p>ア 療育指導実施保健所を利用することが困難な地域に居住する児童で療育指導等の必要があるもの イ 現状では福祉の措置の適用が困難なため、やむを得ず家庭における療育を余儀なくされて在宅指導の必要があるもの ウ その他特に在宅指導の必要があるもの</p> <p>③ 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業 小児慢性特定疾患児等を養育している親等は、日常生活を送る上での経験が乏しく不安や悩みを抱えていることが多いため、小児慢性特定疾患児既養育者による助言・相談等を行う。</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 療育育成指導票</p> <p>① 療育育成指導票の活用 療育指導実施保健所は、児童の状況を総合的に把握し、療育指導等を効果的に実施するため、長期療養児に対して療育育成指導票（以下「指導票」という。）を作成し、指導、管理を行う。 なお、指導票の様式の例は、別添2のとおりである。</p> <p>② 指導票の廃棄 慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、指導票を作成した児童について次のような事態が判明した場合には指導票を廃棄する。</p> <p>ア 当該児童が死亡したとき イ 当該児童について疾患が治癒し、療育指導等の必要がなくなったとき ウ 当該児童の居所が不明になったとき エ 当該児童が保護者とともに他の都道府県、指定都市又は中核市に転出したとき</p>	<p>① 療育相談指導事業 療育指導実施保健所の医師等が医療機関からの療育指導連絡票（以下「連絡票」という。）に基づき、長期療養児に対して、家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談指導を行う。</p> <p>② 巡回相談指導事業 家庭において長期にわたり療養を必要とする児童のうち、次のいずれかに該当するものについては、嘱託の専門医師等により療育指導班を編成し、関係各機関と連絡調整の上出張又は巡回して相談指導を行い、必要に応じ訪問指導を実施する。</p> <p>ア 療育指導実施保健所を利用することが困難な地域に居住する児童で療育指導等の必要があるもの イ 現状では福祉の措置の適用が困難なため、やむを得ず家庭における療育を余儀なくされて在宅指導の必要があるもの ウ その他特に在宅指導の必要があるもの</p> <p>③ 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業 小児慢性特定疾患児等を養育している親等は、日常生活を送る上での経験が乏しく不安や悩みを抱えていることが多いため、小児慢性特定疾患児既養育者による助言・相談等を行う。</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 療育育成指導票</p> <p>① 療育育成指導票の活用 療育指導実施保健所は、児童の状況を総合的に把握し、療育指導等を効果的に実施するため、長期療養児に対して療育育成指導票（以下「指導票」という。）を作成し、指導、管理を行う。 なお、指導票の様式の例は、別添2のとおりである。</p> <p>② 指導票の廃棄 慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、指導票を作成した児童について次のような事態が判明した場合には指導票を廃棄する。</p> <p>ア 当該児童が死亡したとき イ 当該児童について疾患が治癒し、療育指導等の必要がなくなったとき ウ 当該児童の居所が不明になったとき エ 当該児童が保護者とともに他の都道府県、指定都市又は中核市に転出したとき</p>
--	--

新	旧
<p>才 当該児童が満18歳になったとき。ただし、「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」の第3に定める場合は満20歳になったとき (8)～(9)(略)</p> <p>3 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1) 事業目的 女性性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。 また、HTLV-1 母子感染について、妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1 母子感染防が体制の整備を図り、地域における HTLV-1 母子感染対策の推進を目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 事業の実施主体は、(3)①～③については都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)とし、(3)④については都道府県とする。 なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。 ① 健康教育事業 ア 対象者 イ 事業内容等 思春期から更年期に至る女性を対象とする。 健康教育事業は、次の方法により行うものとする。 (7) 講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を、定期的に開催し、必要に応じて講演会を開催する。((3)の③により実施する講演会等を除く。)</p> <p>(イ) 思春期から更年期に至る女性に対し、女性の健康教育に資する小冊子等を配布することにより、その知識の普及啓発に努める。</p>	<p>才 当該児童が満18歳になったとき。ただし、「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」の第3に定める場合は満20歳になったとき (8)～(9)(略)</p> <p>3 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1) 事業目的 女性性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。 また、HTLV-1 母子感染について、妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1 母子感染防が体制の整備を図り、地域における HTLV-1 母子感染対策の推進を目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 事業の実施主体は、(3)①～③については都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)とし、(3)④については都道府県とする。 なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。 ① 健康教育事業 ア 対象者 イ 事業内容等 思春期から更年期に至る女性を対象とする。 健康教育事業は、次の方法により行うものとする。 (7) 講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を、定期的に開催し、必要に応じて講演会を開催する。</p> <p>(イ) 思春期から更年期に至る女性に対し、女性の健康教育に資する小冊子等を配布することにより、その知識の普及啓発に努める。</p>

新	旧
<p>ウ 実施担当者 本事業は、女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等により実施する。</p> <p>エ 実施日時、場所 健康教室は、保健所その他受講者が利用しやすい場所及び日時を選定して行うものとする。</p> <p>② 女性健康支援センター事業 ア 対象者 女性健康支援センターは、次に掲げる思春期から更年期に至る女性を対象とする</p> <p>(7) 思春期にあつて健康相談を希望する者 (イ) 妊娠、避妊についての確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれが必要とする者 (ウ) 不妊に関する一般的な相談を希望する者 (エ) メンタルケアの必要な者 (オ) 婦人科疾患、更年期障害を有する者 (カ) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者</p> <p>イ 事業内容 (7) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導 (イ) 相談指導を行う相談員の研修養成 (ウ) 相談体制の向上に関する検討会の設置 (エ) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置 (オ) 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 (カ) 女性の健康に関する学習会の開催 (キ) その他相談の実施に必要な事項</p> <p>ウ 実施担当者 本事業は、医師、保健師又は助産師等により実施する。 なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、女性の健康に関する専門性の向上に努めること。 また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</p> <p>エ 実施日時、場所等 本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施する</p>	<p>ウ 実施担当者 本事業は、女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等により実施する。</p> <p>エ 実施日時、場所 健康教室は、保健所その他受講者が利用しやすい場所及び日時を選定して行うものとする。</p> <p>② 女性健康支援センター事業 ア 対象者 女性健康支援センターは、次に掲げる思春期から更年期に至る女性を対象とする</p> <p>(7) 思春期にあつて健康相談を希望する者 (イ) 妊娠、避妊についての確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれが必要とする者 (ウ) 不妊に関する一般的な相談を希望する者 (エ) メンタルケアの必要な者 (オ) 婦人科疾患、更年期障害を有する者 (カ) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者</p> <p>②のイから移動</p> <p>イ 実施担当者 本事業は、医師、保健師又は助産師等により実施する。</p> <p>ウ 実施場所 本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施する</p>

新	旧
<p>ものとする。</p> <p>また、全国同一の着信短縮ダイヤル（#ダイヤル）からの電話相談に対応できる体制を整えるよう努めること。</p> <p>なお、相談指導及び学習会の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</p> <p>②のイへ移動</p> <p>オ 広報活動等 対象者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に行うこと。</p> <p>カ その他 相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に不妊専門相談センター等の他機関との連携を図ること。</p> <p>③ 不妊専門相談センター事業 ア 不妊症に対する支援 (7) 対象者 不妊で悩む夫婦等を対象とする。</p> <p>(1) 事業内容 a 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導 b 不妊治療に関する情報提供 c 不妊相談を行う専門相談員の研修 d 相談体制の向上に関する検討会の設置 e 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催 f その他不妊相談に必要な事項</p> <p>(7) 実施担当者 本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福</p>	<p>ものとする。</p> <p>エ 事業内容 (7) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導 (イ) 相談指導を行う相談員の研修養成 (ウ) 相談体制の向上に関する検討会の設置 (エ) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置 (オ) 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 (カ) その他相談の実施に必要な事項</p> <p>オ 広報活動等 対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に行うこと。</p> <p>カ その他 相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に他機関との連携を図ること。</p> <p>③ 不妊専門相談センター事業 ア 不妊症に対する支援 (7) 対象者 不妊で悩む夫婦等を対象とする。</p> <p>③のアの(エ)から移動</p> <p>(1) 実施担当者 本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福</p>

新	旧
<p>祉、心理に関しての知識を有する者等により実施する。  <u>なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不妊治療等に関する専門性の向上に努めること。</u>  <u>また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</u></p> <p>(エ) <u>実施日時、場所</u>  本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医学会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。  <u>なお、相談指導、学習会及び講演会等の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</u></p> <p>③のアの(イ)へ移動</p>	<p>祉、心理に関しての知識を有する者等により実施する。</p> <p>(ウ) <u>実施場所</u>  本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医学会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。</p> <p>(エ) <u>事業内容</u>  a <u>夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導</u>  b <u>不妊治療に関する情報提供</u>  c <u>不妊相談を行う専門相談員の研修</u>  d <u>その他不妊相談に必要な事項</u></p> <p>(オ) <u>不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。</u>  (カ) <u>不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。</u>  a <u>不妊相談の進め方</u>  b <u>不妊の原因</u>  c <u>不妊の検査方法</u>  d <u>不妊の治療方法</u>  e <u>排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど</u>  (キ) <u>周知徹底</u>  <u>不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができるよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。</u>  (ク) <u>事業推進上の留意事項</u>  <u>本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において</u></p>
<p>祉、心理に関しての知識を有する者等により実施する。  <u>なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不妊治療等に関する専門性の向上に努めること。</u>  <u>また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</u></p> <p>(エ) <u>実施日時、場所</u>  本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医学会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。  <u>なお、相談指導、学習会及び講演会等の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</u></p> <p>③のアの(イ)へ移動</p>	<p>祉、心理に関しての知識を有する者等により実施する。</p> <p>(ウ) <u>実施場所</u>  本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医学会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。</p> <p>(エ) <u>事業内容</u>  a <u>夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導</u>  b <u>不妊治療に関する情報提供</u>  c <u>不妊相談を行う専門相談員の研修</u>  d <u>その他不妊相談に必要な事項</u></p> <p>(オ) <u>不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。</u>  (カ) <u>不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。</u>  a <u>不妊相談の進め方</u>  b <u>不妊の原因</u>  c <u>不妊の検査方法</u>  d <u>不妊の治療方法</u>  e <u>排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど</u>  (キ) <u>周知徹底</u>  <u>不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができるよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。</u>  (ク) <u>事業推進上の留意事項</u>  <u>本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において</u></p>

新	旧
<p>て実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。</p> <p>については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、<u>近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センター</u>又は同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等が望ましい。</p> <p>その他、次の事項に留意するものとする。</p> <p>a 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法を工夫するものとする。</p> <p>b 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。</p> <p>c 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。</p> <p>d 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。</p> <p>e 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。</p> <p>(7) <u>関係機関との連携</u> 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、<u>医療機関</u>、産婦人科及び泌尿器科医を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p> <p>イ <u>習慣流産等（いわゆる不妊症）に対する支援</u> (7) <u>対象者</u> 習慣流産等（いわゆる不妊症）という。）で悩む者を対象とする。</p> <p>(4) <u>事業内容</u> a <u>不妊症に関する相談対応</u> b <u>不妊症相談を行う専門相談員の研修</u> c <u>不妊症治療に関する普及啓発</u></p>	<p>て実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。</p> <p>については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等が望ましい。</p> <p>その他、次の事項に留意するものとする。</p> <p>a 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法を工夫するものとする。</p> <p>b 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。</p> <p>c 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。</p> <p>d 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。</p> <p>e 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。</p> <p>(7) <u>関係機関との連携</u> 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、<u>医療機関</u>、産婦人科及び泌尿器科医を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p> <p>イ <u>習慣流産等（いわゆる不妊症）に対する支援</u> (7) <u>対象者</u> 習慣流産等（いわゆる不妊症）という。）で悩む者を対象とする。</p> <p>③のイの(エ)から移動</p>

新	旧
<p>d 不育症に関する学習会及講演会等の開催</p> <p>e その他不育症相談に必要な事項</p> <p>(ウ) 実施担当者 本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関する知識を有する者等により実施する。 なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不育症支援に関する専門性の向上に努めること。 また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</p> <p>(エ) 実施場所 本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。</p> <p>③のイの(イ)へ移動</p> <p>(オ) 周知徹底 不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。</p> <p>(カ) 関係機関との連携 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p> <p>④ HTLV-1 母子感染対策事業 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>4 妊娠・出産包括支援モデル事業 (1) 事業目的</p>	<p>(イ) 実施担当者 本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関する知識を有する者等により実施する。</p> <p>(ウ) 実施場所 本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。</p> <p>(エ) 事業内容</p> <p>a 不育症に関する相談対応</p> <p>b 不育症治療に関する普及啓発及び研修</p> <p>c その他不育症相談に必要な事項</p> <p>(オ) 周知徹底 不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。</p> <p>(カ) 関係機関との連携 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p> <p>④ HTLV-1 母子感染対策事業 (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業 (略)</p> <p>5 健やかな妊娠等サポート事業 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>(イ) 実施担当者 本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関する知識を有する者等により実施する。</p> <p>(ウ) 実施場所 本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。</p> <p>(エ) 事業内容</p> <p>a 不育症に関する相談対応</p> <p>b 不育症治療に関する普及啓発及び研修</p> <p>c その他不育症相談に必要な事項</p> <p>(オ) 周知徹底 不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。</p> <p>(カ) 関係機関との連携 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p> <p>④ HTLV-1 母子感染対策事業 (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業 (略)</p> <p>5 健やかな妊娠等サポート事業 (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>(イ) 実施担当者 本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関する知識を有する者等により実施する。</p> <p>(ウ) 実施場所 本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。</p> <p>(エ) 事業内容</p> <p>a 不育症に関する相談対応</p> <p>b 不育症治療に関する普及啓発及び研修</p> <p>c その他不育症相談に必要な事項</p> <p>(オ) 周知徹底 不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。</p> <p>(カ) 関係機関との連携 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p> <p>④ HTLV-1 母子感染対策事業 (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業 (略)</p> <p>5 健やかな妊娠等サポート事業 (略)</p> <p>(新規)</p>

本モデル事業は、妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

(2) 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。  
なお、事業の全部又は一部を団体等に委託することができる。

(3) 事業の種類

実施主体は、妊産婦等の支援の制度化に向けた計画的な体制構築を主体的に行うため、関係機関と協議の場を設け、地域における課題の抽出及び妊産婦等の支援に必要な支援体制の検討を行うとともに、事後の事業の評価を行う。また、以下の事業全てを実施する。  
なお、事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて実施することができる。

- ① 母子保健相談支援事業（母子保健コーディネーターの配置）
  - ア 妊産婦等の相談に対応し、当該妊産婦等が抱える悩み等を把握するとともに、その置かれている状況を本人の意思を十分に確認することを通じて母子の状態にあった支援計画の作成等を行い、4の(3)の②から③までの事業、「乳児家庭全戸訪問事業」又は「養育支援訪問事業」等の関係事業との連携を含めた支援を包括的に行う事業
  - イ 市町村保健センター、児童相談所又は女性健康支援センター等の関係機関とのネットワークを作り、以下の取組を行う事業
    - (7) 妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供
    - (4) 複数のサービスを利用し、かつ、継続的な支援を必要とする場合に、関係機関と調整し必要な支援につなぐ
    - (7) 必要に応じて、定期的なフォロー
- ② 産前・産後サポート事業
  - 助産師等による相談支援や、シニア世代による妊産婦等の話し相手等の支援により、家庭や地域での孤立感の解消を図る事業
- ③ 産後ケア事業
  - ア 宿泊型は、産後ケアセンターや医療機関の空きベッド等を利用し、心身

のケアや休養等を要する方への支援を行う事業  
 イ デイサービス・アウトリーチ型は、日中のサービス又は訪問型のサービ  
 スにより、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行う事業

(4) 事業の運営

4の(3)の①から③に掲げる各事業の運営は次による。

- ① 母子保健相談支援事業運営要綱 (別添3)
- ② 産前・産後サポート事業運営要綱 (別添4)
- ③ 産後ケア事業運営要綱 (別添5)

(5) 関係機関、関係事業との連携

妊娠・出産に関する支援は、本モデル事業に基づく支援のみならず、保健所、  
 福祉事務所等の関係機関、医療機関等、関係事業との連携が重要であり、特に  
 次に掲げる事業等との連携を確保すること。

- ① 女性健康支援センター事業
- ② 不妊専門相談センター事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 産婦健康診査
- ⑤ 両親学級、母親学級
- ⑥ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導
- ⑦ 乳幼児健康診査
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業 等

(6) 政策目標の設定、結果の公表

本事業は、妊産婦支援のモデル事業であることから、事業の支援効果につい  
 て検証し、課題の把握を行うとともに、別に定めるところにより厚生労働省に  
 報告を行うこと。

厚生労働省においては、本報告を基に検証するための委員会等において検証  
 し、必要に応じて公表するものである。

(7) 留意事項

① 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報 の適正  
 な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、  
 事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、  
 個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じ  
 ること。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定

めること。

また、支援対象者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。  
 ② 原則的に関係機関の間で情報共有を行うことについて支援対象者から支援開始時点等に同意を得ておくこととする。

5 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

(1) 事業目的

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」に基づく事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

(3) 用具の種目及び給付の対象者

給付の対象となる用具の種目は、別添6の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。

(4) 給付の申請

- ① 市町村は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）（別紙様式例1）に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて申請させるものとする。
- ② 申請書を受理した市町村は、当該対象者の身体状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、すみやかに「調査書」（別紙様式例2）を作成すること。

(5) 給付の決定

- ① 市町村は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

② 市町村は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（別紙様式例3）及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（別紙様式例4）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（別紙様式例5）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(6) 用具の給付

① 市町村は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

② 市町村は、業者の選定に当たっては、低廉な価格かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(7) 費用の負担及び支払い

① 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

② ①により扶養義務者が負担する額の基準は、別添7に定める額とする。

③ 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、②により負担することとされている額を支払うものとする。

④ 市町村は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から③により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

⑤ ④による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(8) 用具の管理

① 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

② ①に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(9) 給付台帳の整備

市町村は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具／給付台帳」を整備しておくものとする。

6. 慢性疾病児童地域支援協議会運営事業

(1) 事業目的

慢性的な疾病を抱え、様々な支障や心身にわたる悩みを有する児童等（以下「慢性疾病児童等」という。）が成人後に自立することができるよう、地域の支援体制を確立するための慢性疾病児童地域支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、慢性疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性疾病児童等及びその家族が、慢性疾病を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県等とする。

(3) 事業内容等

① 協議会の構成員

協議会の構成員として、市町村（保健・福祉部局）、保健所、医療機関、教育機関、就労支援機関、慢性疾病児童支援 NPO 団体・ボランティア団体、患者・家族の会の代表者、慢性疾病児童等自立支援員（改正児童福祉法案第 19 条の 22 に基づき「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を行うもの）等が考えられる。

なお、改正児童福祉法案第 19 条の 22 第 3 項においては、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を行うにあたっては、関係機関や患者・家族会等の意見を聴くことと規定しており、構成員の選定に当たっては、当該規定を踏まえ患者・家族会等の関係者が含まれるよう留意されたい。

② 実施回数

協議会では、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の内容等を協議することを想定しており、そのために少なくとも年に一度は実施することとし、そのほか必要に応じ適宜実施すること。

③ 協議事項・活動内容

- ア 慢性疾病児童等とその家族の現状と課題の把握
- イ 慢性疾病児童等に対する当該地域における支援策・支援機関に関する情報の収集及び共有
- ウ 慢性疾病児のニーズに応じた支援内容（「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」等）の検討
- エ 慢性疾病児とその家族への支援策の効果的な周知及び地域における慢性疾病に対する理解促進の在り方

④ 「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」との連携について

協議会でウの支援内容を決定し、それが新たに慢性疾病児童等の自立に資する

新	旧
<p>事業である場合には、平成 27 年 1 月から実施予定の「<u>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</u>」を活用することが出来るので積極的に活用されたい。</p> <p>⑤ <u>その他</u>  <u>協議会の実施に当たっては、協議会の構成員のみならず、総合的な支援体制を構築するため適切に他の関係機関との連携を図ること。</u></p> <p>別添 1 ～ 2  (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別添 1 ～ 2  (略)</p> <p><u>別添 3 ～ 6</u>  <u>(略)</u></p>

(新規)

別添3

母子保健相談支援事業運営要綱

1. 事業の目的

本事業は、以下に内容を目的とすする妊産婦等の支援のために新たな相談支援の制度化に資するため、実施する。

(1) 妊産婦等の相談に対応し、当該妊産婦等が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて母子の状態にあった支援計画の作成等を行い、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業などの関係事業との連携を含めた支援を包括的に行う体制を構築する。

(2) 市町村保健センター、児童相談所及び女性健康支援センター等の関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発する体制を構築する。

2. 事業の対象者

全ての妊産婦について状況を把握した上で、体調不良、育児不安があることなどから、手厚い支援を要する者を選定し、対象者とする。

3. 事業の内容

母子保健相談支援事業においては、概ね以下の業務を行う。

なお、当該相談支援は、実施主体が自ら行うほか、当該相談支援の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体に運営を委託することができる。

(1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援体制の構築

妊産婦等に対して広く相談を行うとともに、妊産婦等が抱える課題を全体として受け止め、母子の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で支援計画を策定する。

また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援がはじまった後も、それらの効果を評価・確認しながら、母子の自立までを包括的・継続的に支えていく。

(2) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

妊産婦に対する包括的な支援が提供されるよう、母子保健コーディネーターが中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。なお、効果的かつ効果的に支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、母子保健コーディネーターが自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じ、妊産婦の支援に関する社会資源の開発を行う。

複合的な問題を抱える妊産婦を早期に把握し、地域での見守り体制構築や関係

新

機関のネットワークづくり、社会資源の開発を行う。

4. 事業の実施担当者（母子保健コーディネーター）

当事業では、母子保健事業に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等を母子保健コーディネーターとして地域に実情に応じて、市町村保健センターやNPO法人等に配置し、以下の事項に取り組みものとする。

(1) 妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供すること。

(2) 複数のサービスを利用し、かつ、継続的な支援を必要とする場合に、関係機関と調整し必要な支援につなぐこと。

(3) 必要に応じて、定期的なフォローを行うこと。

5. 留意事項

(1) 相談支援に当たっては、支援を行う者ごとに支援台帳を作成すること

(2) 市町村保健センター、児童相談所及び女性健康支援センター等の関係機関と連携を図りながら実施すること。

(3) 個人情報の保護に十分留意すること。

旧

別添4

産前・産後サポート事業運営要綱

(新規)

1. 事業目的

助産師等が妊産婦の悩みや子どもに関する相談等に対応したり、先輩ママやシニア世代が子育て家庭を訪問し、話し相手や一緒に外出するなどきめ細やかな支援を行うことにより、円滑な育児のスタートを支援することにより、家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的とする。

2. 事業の対象者

身近に相談できる者がいないことなどから、悩みの相談や育児のノウハウ習得ができるよう産前・産後サポートによる支援を受けることが適当と判断された妊産婦等

3. 事業の内容

(1) 産前・産後サポート事業は、「パートナー型（個別相談）」や「参加型（親子教室、育児ひろば等）」において、以下の事業を実施する。

ア 産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等の悩みを抱える母親などの相談支援等

イ 妊産婦等をサポートする者の募集、登録その他の名簿作成業務

ウ 支援に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

オ 支援の調整又は支援者と被支援者との調整等（円滑な実施に向けた調整を含む。）

(2) 支援の内容

ア 助産師等による子どもの発達・養育等に関する相談

イ 子育て経験者による訪問援助（悩み相談対応）

ウ 買い物等外出の際やレスパイトのための子どもの一時的預かり

(3) 実施方法

ア 調整者の配置について

産前・産後サポート事業には、支援、援助活動の調整等の事務を行う者を配置する。

イ 必要事項の制定、保険の加入

ウ 支援の事業実施に必要な事項を規定する。

ウ 一時預かりの実施

子どもの預かり等の支援を行う者は、原則として1人とする。また、子どもの一時的預かり等は、支援者と被支援者との請負にすることとし、子どもの事故

に備え、補償保険に加入するものとする。

エ 支援に対する報酬

地域の実情等を反映した適正と認められる額を規定する。

なお、援助の内容等や利用者の状況を勘案し、無償とすることができる。

オ 妊産婦をサポートする者への講習の実施

預かり中の子どもへの安全対策等のため、講習を実施し、これを修了した者が行うことが望ましい。

カ 母子保健関係機関、関係事業等との連携体制の整備

妊娠・出産に関する支援は、本事業に基づく支援のみならず、保健所及び福祉事務所等の関係機関が重要であり、特に母子保健コーディネーターとの連携を確保する必要がある。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業との連携等、他の関連サービスとの十分な調整を行うこと。

(新規)

別添5

産後ケア事業運営要綱

1. 事業目的

社会心理的問題（核家族化、育児不安、経済的不安や子の病気等）などによる様々なストレスの増大などにより、産後においてうつ病を発症するなど母体の健康管理を行う上で、適切なサポートを行うことが重要な課題となつていことから、入院を要しない程度の体調不良の産婦を対象に宿泊型（デイケアを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供することにより、産婦の安心・安全なお産体制の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の対象者

本事業を利用することのできる者は、産婦及びその子（以下「利用者」という。）であり、家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない者で、かつ、次の各号のいずれかの事由に該当する者とする。

- ただし、病院等への入院治療を要する者は除く。
- (1) 母に体調不良または育児不安等がある者。
- (2) その他特に支援が必要と認められる者。

3. 事業の内容

(1) 宿泊型（ショートステイ）

産後ケアセンターや医療機関の空きベッド等を利用し、心身のケアや休養等を要する産婦への支援を行う。

具体的には、利用者を宿泊により施設を利用させ、母体ケア、乳児ケア等を実施するとともに、育児に関する指導、カウンセリング等を実施する。

また、利用期間は、原則7日以内とする。ただし、市町村が必要がると認められた場合には、必要最小限の範囲内で、その期間を延長することができる。

(2) デイサービス、アウトリーチ型（デイケア）

日中のサービス又は訪問型のサービスにより、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行う。

また、本事業に実施に当たっては、利用者名簿を作成し、円滑な実施に向けた調整をする。

4. 事業の実施担当者

本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる担当者を配置し行うものとする。

- (1) 助産師、保健師又は看護師（宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師が勤務していること。）
- (2) 心理指導を担当する者  
本事業を担当する助産師、保健師又は看護師と提携し、必要に応じて助言・カウンセリング等を行う。  
なお、心理指導を担当する者については、嘱託とすることができるものとする。
- (3) その他  
上記の他、本事業を実施する上にあたり必要な職員を置くこと。

5. 事業の実施場所

(1) 宿泊型（シヨーステイ）

本事業に実施に当たっては、利用者を6人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、次に掲げる設備を設けることとする。

ただし、他の施設において共有することができる設備（本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。）がある場合は、この限りでない。

- ア 利用者の居室
- イ カウンセリング室
- ウ 乳児保育室
- エ 体操等を行う多目的室
- オ その他必要な整備
- (2) デイサービス型（デイケア）

本事業に実施に当たっては、日中の利用者を20人程度が利用できる場所とし、事業を行うために必要な設備を設けることとする。

ただし、他の施設において共有することができる。

6. 医療機関との連携体制の整備

- (1) 市町村長は、都道府県医師会、都市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
- (2) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医師をあらかじめ選定すること。
- (3) 症状の急変等、緊急時に母子を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

新	旧
<p><u>7. 利用料</u>  <u>本事業の実施に当たって、利用者から利用料を徴収するものとする。</u>  <u>ただし、その場合において、利用者の所得に十分配慮しなければならない。</u></p> <p><u>8. 留意事項</u>  <u>産後ケアの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、利用者の要望を取り入れるなど、必要に応じて利用方法等の見直しを図るとともに、積極的な広報活動を行うこととする。</u>  <u>また、医療機関等の関係機関に対しても同事業について周知を図り、連携をとるものとする。</u></p>	

別添6

(新規)

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たまりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たまりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たまりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの。

(新規)

種目	対象者	性能等
頭部保護組	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起すことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネプライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。

(新組)

別添7

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円	円
	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
B階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯	2,250	230
	C階層	2,900	290
D階層	所得割の額のある世帯		
	所得割の年額2,400円以下	D1	3,450
	2,401 ~ 4,800 円	D2	3,800
	4,801 ~ 8,400 円	D3	4,250
	8,401 ~ 12,000 円	D4	4,700
	12,001 ~ 16,200 円	D5	5,500
	16,201 ~ 21,000 円	D6	6,250
	21,001 ~ 46,200 円	D7	8,100
	46,201 ~ 60,000 円	D8	9,350
	60,001 ~ 78,000 円	D9	11,550
	78,001 ~ 100,500 円	D10	13,750
	100,501 ~ 190,000 円	D11	17,850
	190,001 ~ 299,500 円	D12	22,000
	299,501 ~ 831,900 円	D13	26,620
	831,901 ~ 1,467,000 円	D14	40,350
	1,467,001 ~ 1,632,000 円	D15	42,500
	1,632,001 ~ 2,302,900 円	D16	51,450
	2,302,901 ~ 3,117,000 円	D17	61,250
	3,117,001 ~ 4,173,000 円以上	D18	71,900
	D19	全	
		左の徴収基準額 の10% ただし、 その額が 8,560円に 満たない 場合は 8,560円	

## 備考

## 1 徴収月額の決定の特例

ア △階層以外の名層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 1.0円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

## (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

## (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病氣治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を同一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

④ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児第07115第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除、以下同じ。）の有無をもって認定の基礎とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

- (3) 徴収基準額表の適用時期  
 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。
- 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。
- 4 徴収基準額の特例  
 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
- 5 その他  
 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けかないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発見第59号の2厚生事務次官通知）第4（保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3））に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困難していると市町村の長が認められた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

(新規)

(案)

厚生労働省発雇児※※第※号  
平成 26 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官

小児慢性特定疾患治療研究費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和 49 年 5 月 22 日厚生省発雇第 133 号厚生事務次官通知の別紙「小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p>小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2(略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」の別添「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)及び平成6年12月1日雇児発第1033号厚生省児童家庭局長通知「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」により、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行う事業。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>6 4により算出された額が、次に示す額に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。 (1) 都道府県及び指定都市 <u>80,000千円</u> (2) 中核市 <u>5,000千円</u></p> <p>4～8(略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を平成26年5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>10～14(略)</p>	<p>小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2(略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」の別添「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)及び平成6年12月1日雇児発第1033号厚生省児童家庭局長通知「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」により、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行う事業。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>6 4により算出された額が、次に示す額に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。 (1) 都道府県及び指定都市 <u>100,000千円</u> (2) 中核市 <u>6,000千円</u></p> <p>4～8(略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>10～14(略)</p>

(案)

雇児発※※※※第※号

平成26年※月※日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」の一部改正について

小児慢性特定疾患治療研究事業については、平成17年2月21日雇児発第0221001号本職通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」の別添「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」（以下、「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

新		旧	
小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱		小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱	
第1～第11(略)	第1～第11(略)		
(別紙様式例1)(略)	(別紙様式例1)(略)		
(別紙1)(略)	(別紙1)(略)		
(別紙様式例2)(略)	(別紙様式例2)(略)		
(別紙様式例3)(略)	(別紙様式例3)(略)		
(別表1)	(別表1)		
小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表		小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表	
階層区分	自己負担限度額	階層区分	自己負担限度額
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500
合	1,100	合	1,100
合	1,700	合	1,700
合	2,100	合	2,100
合	2,750	合	2,750
合	4,650	合	4,650
合	5,750	合	5,750

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日）をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴

新	旧
<p>収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(別表2)(略)                  (別紙様式例4)(略)                  (別紙2)(略)</p>	<p>収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(別表2)(略)                  (別紙様式例4)(略)                  (別紙2)(略)</p>